

## 「海の日」のごみ収集

7月21日(月)の「海の日」は家庭ごみと資源物を収集します。

収集日にあたってはかたはお忘れなく。

問い合わせ 環境業務課  
tel(863)6631



# INFORMATION

市役所からのお知らせ

## 1 カメムシ防除を徹底しましょう

斑点米の原因となるカメムシ類の被害を防ぐため、あぜ、休耕田、水田周辺の雑草地、農道などを地域で一斉に除草しましょう。

なお、出穂間近に除草すると、カメムシ類を水田に追い込み、斑点米被害を助長します。除草は7月下旬(出穂の10日～15日前)までに終わらせ、それ以降は、収穫2週間前まで除草しないようにしましょう。また、刈り取った雑草は適正に処分してください。

問い合わせ 秋田市農林業総合指導センター tel(866)2116

## 2 雑草を刈り取ってまちを美しく

7月21日(月)から31日(木)までは、除草運動強調期間です。まちの中の空き地に生い茂る雑草は、美観を損なうだけでなく、蚊や蛾などの害虫の発生源になったり、乾燥した雑草が火災の原因になったりします。空き地の雑草は、所有者、管理者が刈り取って、環境美化に努めましょう。

なお、刈り取った草は乾燥させて、秋田市指定のごみ袋に入れて処理してください。また、草刈り機を無料でお

貸しします。希望するかたは、アメリシロ防除対策室分室へご連絡ください。tel(8623)3061

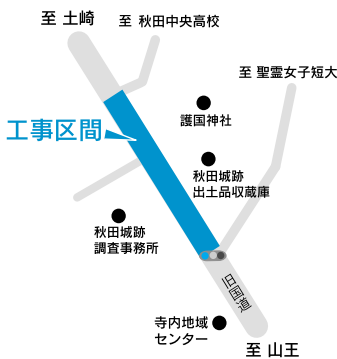
直接、総合環境センターへ搬入する場合：処理手数料は10㎡につき112円。受け入れは、月～土曜日(祝日を除く)の午前8時～午後4時30分

業者に搬入を依頼する場合は：市の許可を受けた業者を紹介しますので、左記へお問い合わせください。ただし、処理手数料と収集運搬費がかかります。問い合わせ 公園課公園施設管理センター tel(866)2445

## 3 旧国道・護国神社付近水道管工事に伴う交通規制

古い水道管の布設替え工事のため、旧国道の一部(護国神社付近)が、7月下旬から来年3月まで(日曜、祝日を除く)の午前9時～午後4時30分、片側交互通行になります。う回するなどのご協力をお願いします。

問い合わせ 上下水道局水道建設課 tel(823)8435



## 4 就職につながる無料セミナー

求職中のかたが対象です。受講無料。申し込み・問い合わせは、秋田地域雇用創造協議会へ。tel(896)7091 ホームページからも申し込みます。  
<http://www.akita-koyou.jp/>

**パソコン基礎** 日時/8月7日(木) 午前9時30分～午後4時30分 会場/秋田県工業技術センター 定員/18人

**ワード基礎** 日時/8月8日(金) 午前9時30分～午後4時30分 会場/秋田県工業技術センター 定員/18人

**ワード応用** 日時/8月18日(月)・19日(火) 午前9時30分～午後4時30分 会場/秋田県工業技術センター 定員/18人

**情報技術の基礎知識習得** 日時/8月25日(月)から29日(金)まで、午前9時30分～午後4時30分 会場/秋田県工業技術センター 定員/18人

**コミュニケーション能力** 日時/8月20日(水)午前9時30分～午後4時 会場/秋田テルサ 定員/40人

**自己PR力養成** 日時/8月21日(木) 午前9時30分～午後4時 会場/秋田テルサ 定員/40人

**自己分析力養成** 日時/8月22日(金) 午前9時30分～午後4時 会場/秋田テルサ 定員/40人

**就職内定獲得** 日時/8月4日(月)か





# 8月から使う国保の高齢受給者証をお送りします

**対象** 国民健康保険に加入している  
70歳～74歳のかた

市が交付している「国民健康保険高齢受給者証」をすでにお持ちのかた全員に、8月1日(金)からお使いいただく新しい受給者証を7月28日(月)に発送します。また、該当するかたに、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を一緒に送ります。なお、平成19年中の所得で改めて判定しているため、受給者証の自己負担率が今までと違ったり、減額認定証に該当しなくなったりする場合があります。

**問い合わせ** 国保年金課賦課担当 tel(866)2099



# 国保に加入している70歳未満のかた 限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証

更新手続きは8月1日(金)から受け付け

高額療養費制度で、70歳未満のかたが入院する際、医療機関の窓口で提示すると自己負担限度額までの支払いとなる「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日(木)です。8月1日(金)から有効の新しい認定証の申請を、8月1日から受け付けますので、必要なかたは手続きしてください。なお、平成19年中の所得で判定するため、所得状況によっては、今までの適用区分と変わる場合があります。

**受付場所...** 国保年金課、土崎・新屋支所、アルヴェ市民サービスセンター、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所

**手続きに必要なもの...** 国民健康保険被保険者証

**問い合わせ** 国保年金課給付担当 tel(866)2098

70歳未満のかたの自己負担限度額(1か月)

市民税課税世帯	診療月以前1年間の高額療養費適用回数		適用区分
	1回～3回	4回以上(※)	
当該年度の国民健康保険税の総課税標準額が600万円を超える世帯	150,000円 +(総医療費-500,000円)×0.01	83,400円	A
一般	80,100円 +(総医療費-267,000円)×0.01	44,400円	B
市民税非課税世帯	35,400円	24,600円	C

※4回以上の金額で支払いができるのは、医療機関が長期の入院を確認し、適用を可能と認めた場合に限りです。それ以外の場合で、実際には4回以上に該当するときは、払い戻しの申請が必要です。

70歳以上のかたの自己負担限度額(1か月)

区分	外来(個人ごと)		外来+入院(世帯ごと)	
	一定以上の所得のあるかた 高齢受給者証または老保受給者証の「一部負担金」の額が「3割」	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×0.01 ※12か月で4回以上支給の場合は4回目以降44,400円	44,400円
市民税課税世帯	一般 上記受給者証の「一部負担金」の額が「1割」または「3割(一般適用)」	12,000円	8,000円	24,600円
市民税非課税世帯	区分II 限度額適用・標準負担額減額認定証の「区分」が「区分II」	8,000円	8,000円	15,000円
	区分I 限度額適用・標準負担額減額認定証の「区分」が「区分I」	8,000円		

入院時の食事代(1食につき)

70歳未満のかた		70歳以上のかた	
市民税課税世帯	260円	市民税課税世帯	260円
市民税非課税世帯	前12か月の入院日数 90日目まで 210円 91日目から 160円	市民税非課税世帯	区分II 前12か月の入院日数 90日目まで 210円 91日目から 160円 区分I 100円

# 市有地を売却します

一般競争入札(所在地・面積・最低落札価格)  
太平中関字川原98番9(337.17㎡) 2,697,360円  
寺内蛭根三丁目85番88(1,026.72㎡) 40,658,112円  
雄和妙法字糠塚58番3(408㎡) 3,794,400円

” 43番3(2,815.36㎡) 16,892,160円  
” 43番4(1,637.27㎡) 11,460,890円

入札日時 7月29日(火)午前10時(受け付けは午前9時～)

入札場所 職員研修棟第2研修室

入札保証金 入札金額の100分の5以上

現地案内 7月25日(金)午前10時～11時

**問い合わせ** 管財課 tel(866)2053

## 5 採用は8月1日 児童厚生員を募集します

市内の児童館・児童センターで子どもたちの遊びを指導する児童厚生員を募集します。募集要項は、市ホームページ、または山王21ビルの生涯学習室でご覧いただけます。面接試験は7月28日(月)に行います。応募資格 保育士資格が教員免許があるかた

ら6日(水)まで、午前9時30分～午後3時30分 会場/秋田テルサ 定員/20人  
**コールセンター** 日時/8月26日(火)から9月1日(月)まで(土・日を除く) 午前9時30分～午後3時30分 会場/秋田テルサ 定員/20人

## 6 毎月勤労統計調査 特別調査にご協力

厚生労働省と県では、常用労働者1～4人の事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を行います。対象となる事業所に、7月下旬から9月にかけて調査員が訪問しますので、ご協力をお願いします。

応募方法 募集要項をご覧ください。履歴書、資格証明書の写しを、7月25日(金)まで、〒01000951秋田山王二丁目1-53 秋田市教育委員会生涯学習室へ、郵送または直接お持ちください。 tel(826)9048  
<http://www.city.akita.jp/city/ed/f/>

## 7 石綿健康被害者の ご遺族に特別遺族 給付金を支給

平成13年3月26日以前に石綿(アスベスト)による疾病で死亡した労働者のご遺族で、時効により労災保険給付を受ける権利が消滅したかたに、特別遺族給付金が支給されます。請求期限は平成21年3月27日(金)まででしたが、3年間延長されることになりました。請求手続きなど、詳しくは、秋田労働基準監督署(865)3671へ。

お問い合わせ

県調査統計課  
tel(860)1255